

## 愛知県立大学戦略企画・広報室規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県公立大学法人組織規則第4条に規定する戦略企画・広報室に配置する教職員及び設置する委員会に関する基本的な事項について定めるものとする。

(室付教員)

第2条 学長は、戦略企画・広報室の運営に必要であると判断した場合は、戦略企画・広報室長（以下「室長」という。）と協議の上、2名まで室付教員を置くことができる。

2 室付教員は、学長及び室長の命を受け、室に関する業務を行う。

3 室付教員の任期は原則1年とし、再任を妨げない。ただし、指名した学長の任期を超えることはできない。また、任期の途中で室付教員が交替した場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長補佐教員)

第3条 学長は、戦略企画・広報室の運営に必要であると判断した場合、室長と協議の上、室長補佐教員を置くことができる。

2 室長補佐教員は、室長の命を受け、室長の職務を補佐する。

3 室長補佐教員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、指名した学長の任期を超えることはできない。また、任期の途中で室長補佐教員が交替した場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(戦略企画・広報室会議)

第4条 戦略企画・広報室の業務を円滑に運営するため、戦略企画・広報室会議を置き、議長は室長をもって充てる。

2 会議は室長が召集する。

(委員会)

第5条 業務に係る重要な事項について審議するため、内部質保証推進委員会を置く。

2 前項に規定する委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか戦略企画・広報室の運営に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

2 愛知県立大学戦略企画・広報室及び国際戦略室付教員の配置等に関する申し合わせは、令和8年3月31日をもって廃止する。